



Title	現代中国語における文法範疇としての対挙形式
Author(s)	鈴木, 慶夏
Citation	大阪大学, 2002, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/58750
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	鈴木 慶 夏
本 籍 (国 籍)	
学 位 の 種 類	博士 (言語文化学)
学 位 記 番 号	甲 第 13 号
学位授与年月日	平成14年3月27日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 課程博士
研究科及び専攻	言語社会研究科言語社会専攻
学位論文題目	現代中国語における文法範疇としての対挙形式
論文審査委員	主 査 教 授 杉 村 博 文 副 査 教 授 橋 本 勝 副 査 教 授 是 永 駿 副 査 教 授 藪 司 郎 副 査 助 教 授 田 野 村 忠 温

論文の内容要旨

中国語では、対挙形式が非常に好まれ多用される。多用されるばかりか、対挙形式はさまざまな文法レベルの表現形式に採用され、これまで記述されてきた既成文法の規則や規則性に照らせば、「非適格」「不自然」と判定されてしかるべき表現形式を、「適格」「自然」な表現として成立させてしまう。なぜ、このようなことが起こるのか？ 対挙形式は、中国語の文法のしくみの中で、どのような位置づけを得るのか？ 対挙形式の特徴を探ることによって、中国語の文法の本質的な部分を何か掘り起こせるかもしれない。

ところが、张国宪 (1993) を除くと、従来多くの論文では、単独では成立しない表現形式が対挙によって成立している時、たいていは、それを周辺的・例外的な現象として本文から退け、「対挙形式はこの限りではない」とか、「対挙形式は考察の範囲外である」などと補注で言及するにすぎなかった。対挙形式が提示する多くの言語事実を、文法の抽出や一般化の範囲外のものとして取り扱ってきたのである。

本稿は、これまで例外的な扱いを受けることが一般的であった対挙形式を論題として取り上げる研究論文である。

第1章では、対挙形式が既成文法からどう逸脱しているのか、対挙形式の構文論的振る舞いを分析する。対挙形式形成にあたっての文法逸脱の規則性は、次のように整理される。

(一) 既成文法の枠組みで考えれば適格な構文要素を形成できない言語単位が、対挙形式をとると構文要素を形成できる (‘囤里有米、橱里有衣’)；(二) 既成文法の枠組みで考えれば適格な句を形成できない語と語の結合が、対挙形式をとると句を形成できる (‘人脑挑战电脑，电脑挑战人脑’)；(三) 既成文法の枠組みで考えれば適格な節を形成できない言語単位が、対挙形式をとると節を形成できる (‘红灯停，绿灯行’)。言語事実は、「対挙」と

いう表現形式構成手段が、形式の成立を左右する強制力を具えた文法手段であること、ネイティブが対挙形式形成のための潜在意識としての文法をもつことを示す。

第2章では、どのような表現内容が対挙形式として発せられるのか、テキストにおける非対挙形式と対挙形式との役割分担を観察し対挙形式の意味を論じる。両者における意味的相関は次のとおりである。(一) 非対挙形式は「事態の展開を述べる」表現として使用され、(二) 対挙形式は「事態の展開を述べず」に「事態を描く」表現として使用される。それ故に、(1) 非対挙形式が述べる事態(下例下線部)と対挙形式が描く事態(下例 a, b)は、「ストーリーを進行させるかストーリーに肉付けをするかという『補完関係』」にあり；(2) 非対挙形式が述べる事態と対挙形式が描く事態は、「全体と部分ともいうべき『包含関係』」にある。

财主说 a[男不当], a[女不当], 不准成亲。两人便决定私奔。当他们逃至渡口时, 船工说男女不能同渡, b[男不当女], b[女不当男], 意在勒索巨金。

資産家は言った。a[家柄がっけいあわない], 結婚は許さない。二人は駆け落ちすることに決めた。彼らが渡し場まで逃げてきた時, 船頭は言った。男女がいっしょに渡ることはいできない, b[男を渡せば女は渡せない], b[女を渡せば男は渡せない], 大金を巻き上げるつもりなのである。

対挙形式は、時の経過を無視し、事態の展開を述べず、事態の部分部分を区分しながら描写する。したがって、各被対挙形式をテキストから取り去ったとしても、事態の展開は影響を受けず、ストーリーの進行は依然として保持される。話者(話し手/書き手)が事態の具体的・個別的展開から関心をはなし、事態の細部に注意を移す時は、そのための言及対象が前景に引き出され、事態の展開は背景に退き、対挙形式が発せられる。

第3章では、「事態の展開を述べない」という意味的欲求が対挙形式としてどう実現されるのか、対挙形式の意味とシンタクスの相関を考察する。

対挙形式は既成文法から逸脱しているように映るが、それは具体的には、次のような「共起すべき成分の不生起」に現れる。(一) 事態の個別性や具体性と密接にむすぶ数量詞や直示成分が生起しないことがある(“他送我糖, 我送他茶叶” “一百元买进, 三百元卖出”); (二) 事態が時の経過に沿ったどの段階にあるのかを表わすアスペクト辞や時間を表わす成分が生起しないことがある(“红灯停, 绿灯行”); (三) 事態がどの程度の段階にあるのかを表わす程度副詞が生起しないことがある(“头发长, 见识短”)。そして、このように形成された対挙形式は、次のような構造をとることが多い。(1) 簡潔な主述構造 “N(P)-V(P)” (“武功好, 力气蛮”); (2) 簡潔な “VO” 構造 (“爬雪山, 攀悬崖”); (3) 簡潔な “VO” 構造を含んだ簡潔な主述構造 (“他画猫, 我养猫”); (4) 主題化

を経た簡潔な“OSV”構造（“家让你当，事让你管”）などである。

対挙形式がこのような簡潔な内部構造をとるのは、「事態のどの部分が注意を引きつけ前景化されるのか」焦点の所在を明確にするため、「表意に必要不可欠な成分以外は極力生起させない」からである。これが結果として、既成文法の各レベルにおける共起制限に抵触し得ることになるが、対挙形式は、事態の展開を述べずに、事態の部分部分を描く表現として機能する。対挙形式は、被対挙形式間に非従属性と同型性を具える、事態の展開を述べないための構造の型であり構文である。

第4章では、対挙形式全般を通ずる文法的性質を論じる。対挙形式には、対挙という構造化様式によってもたらされる〈部分例示〉という構造的意味・文法的意味があり、これは、自由な結合からなる自由表現のみならず、諺などの固定表現（“国有国法，家有家规”）、固定的な構造の型を自由に運用した半固定表現（“东看看，西看看”）にも採用される。どのタイプの対挙形式も、その構造的意味〈部分例示〉による汎説性を具え、テキストの中では、対挙形式の前後に生起する非対挙形式が、各被対挙形式の字義を概括・包括する真意を明示または暗示する（前掲テキストにおける下線部分）。

さらに、対挙形式は、人物紹介・商品紹介などのテキストにも頻繁に現れるが（例えば，“款式新、品种全、价格廉、质量优”）、これは、言及対象について〈部分例示〉を重ね、最終的に、その言及対象がどのようなカテゴリーに帰属するのか、カテゴリー化を行うからである（“款式新、品种全、……”は、この商品が「値打ちの品である」とカテゴリー化できることを表わす）。

第5章では、まず、重畳形式・並列複句からも、〈部分例示〉という構造的意味・文法的意味が抽出できることを記述し、これに加えて、語構成レベルでの造語法においても〈部分例示〉による汎説性という特徴が見られること（“树木，疾病”“大小，高低”“买卖，往来”）に言及し、これにより、対挙形式とは各文法レベルに実現される並列形式の総称であることを再認識する。

次に、ここまでの記述と分析を受けて、中国語の文法のしくみの中で、対挙形式は次のような役割を果たしていることを整理する。（一）対挙形式はさまざまな文法レベルに現れる、（二）対挙形式は〈部分例示〉という文法的意味を有する、（三）対挙形式はさまざまな文法レベルにおいて表現形式成立のための文法手段としてはたらく。これらの言語事実は、対挙形式が〈部分例示〉という文法範疇にもとづいた「対挙形式」という文法形式であることを示す。

文法範疇とは、より具体的・より普遍的（汎言語的）には、「文法に作用して一定の形態的・構文的反映を引き起こす概念の範疇」を指す。中国語においては、〈部分例示〉という文法範疇が、文法（語構成論・構文論を含む）に作用して形式上一定の反映を引き起こす。

そして、この形式上の反映とは、〈部分例示〉に不必要な成分は生起しなくてもよい」という形態操作である。具体的には、(一) 事態の個別性や具体性と密接にむすぶ数量詞や直示成分を生起させないことがある、(二) 事態が時の経過に沿ったどの段階にあるのかを表わすアスペクト辞や時間を表わす成分を生起させないことがあるなどの形態操作である。

最後に、古代漢語と現代漢語とを比較し、対拳形式は、現代漢語における〈部分例示〉という文法範疇を反映した文法形式であることを論じる。

これまで、既成文法に照らせば単独では成立しないはずの表現形式が、対拳形式として成立する時、ネイティブはしばしば、これを「修辞の問題だ」「文言的文体をとるからだ」「音節数がそろえられていて口調がいいからだ」といった修辞的動機・文体論的動機・音声学の動機に、対拳形式成立の原因を求め、対拳形式は「文法の問題ではない」という見方が圧倒的な多数を占めていた。本論文を通して、(一) ネイティブのこのような主張は、対拳形式成立後の修辞的実感・文体論的実感・音声学の実感にすぎず、対拳形式成立との間に論理的因果関係はないこと、(二) それにもかかわらず、ネイティブがなぜ、このような修辞的・文体論的・音声学的なイメージを強く抱くのか、その理由が明らかになる。

論文審査の結果の要旨

I. 単独で発話された場合、既成文法のルールに従えば非適格と判定される形式が〈対拳形式〉——典型的な場合は2項からなる「対」形式——を取ると適格なものに変わる現象の存在は早くから指摘されてきたが、従来、この現象は「修辞上の問題」「口調の問題」「文言文の表現形式」等として処理され、シンタクスに深く関わる現象であるという認識がもたれることはなかった。しかし、既成文法のルールに従えば非適格と判定される形式が〈対拳形式〉を取ると適格なものに変わるという現象は、中国語の文法体系のさまざまなレベルにおいて観察され、且つ「成立する」という判定はネイティブの直観と普遍的に符合する現象である。よって、この現象の解釈に当たり、場当たりのアドホックな処理の採用ですませることは問題の解決につながらない。語構成のレベルは言うに及ばず、シンタクスのレベルにおいても、〈対拳形式〉の生成を言語運用のレベルではなく、言語知識のレベルで考察することが求められる。本論文は、「〈対拳形式〉を取ると適格に変わる」を中国語のシンタクスの問題であると捉え、この現象が中国語の文法体系の中においてどのように位置づけられるのかを考察したものである。

以上の構想に関しては、記述対象の規定になお若干の課題を残すものの、問題設定の確かさと、このテーマに関する本格的な論考として本論文をもって嚆矢とするバイオフィ的業績である点が高く評価された。

II. テキストの中で〈対拳形式〉の使用状況を観察すると、〈非対拳形式〉が事態の展開を述べ、ストーリーを進行させるのに対して、〈対拳形式〉は事態の部分部分を描きながら、ストーリーの肉付けをしているという違いが発見される。つまり、話し手・

書き手が、事態の具体的・個別的な動的展開から関心を一旦逸らし、事態の部分に注意を移して、事物や状況を静的に描こうとするとき、〈対拳形式〉が発せられるのである。〈対拳形式〉では対拳される部分部分が前景化・焦点化し、表意に必要な不可欠な成分以外は極力生起させないように形式を整形しようとする欲求が働く。具体的には、前置詞削除に伴う整形；事態の個別性や具体性を表示する数量成分や直示成分の削除；事態が時の経過に沿ってどの段階にあるかを示すアスペクト辞や時間表示成分の削除；程度がどのレベルに達しているかを表す程度副詞の削除……などである。このような操作を通して、〈対拳形式〉は可能な限り「簡潔」な構造を形成しようとする。これが結果として、従来の主として〈非対拳形式〉をベースに帰納・構築された既成文法と抵触することになる。逆の現象、即ち〈対拳形式〉に組み込まれて構造がより複雑化する状況は未見である。

以上の観察は極めて精緻で十分な説得力をもち、中国語における構文単位の認定や品詞の認定がなぜ常に「例外」に悩まされるのかという問題を考える上でも示唆的であり、また修辞学にも裨益するところ大であると評価された。

Ⅲ. 〈対拳形式〉は、文法体系のさまざまなレベルにおいて適格な表現形式を成立させるための文法操作としてはたらき、且つ「部分〈例示〉」という形式的特徴を有する。〈対拳形式〉は、事態の具体的・個別的展開を表示する各種成分を削除することで、事態の部分の前景化・焦点化を実現し、「部分〈例示〉」という形式構成を行うことで、典型的には「汎説」という構造的意味を獲得する。〈対拳形式〉は、これまで例外的な事例・特殊な事例として扱われてきたが、それは正しい理解ではなく、中国語の静的な表現形式——大河内康憲1983の用語を借りれば「描くための言葉」*——を支える文法範疇として理解すべきものである。従来行われてきた「修辞上の問題」「口調の問題」「文言文の表現形式」といった理解では、〈対拳形式〉がもつ強力な文法機能も説明できなければ、〈対拳形式〉が現代中国語の表現体系の中において果たす大きな役割も説明できない。

以上の主張に関して、「文法範疇として理解すべきもの」という表現に疑問が提起されたが、全体的主旨はほぼ妥当なものとして認められた。

Ⅳ. 「形態」という概念を屈折言語における「形態変化」と一体化させれば、孤立語・単音節言語である中国語において「形態」は存在しないと言ってよい。しかし「形態」というものを、各操作レベルにおいて言語単位が適格な使用単位になるために行う形式構成であるというふうに捉えれば、中国語の〈対拳形式〉を「形態」の一種と理解することが可能になる。

以上の主張に関して、「形態の一種」という理解に疑問が提起された。

Ⅴ. 文言（古代漢語）についての議論および日本語との対照研究に関する部分は、そこまで論証範囲を広げた意欲と努力は評価できるが、なお考察に詰め残すという指摘があった。

Ⅵ. 用語の概念規定が不明確なところや（例えば「修辞」、文章技法としての修辞と認知言語学で言う修辞の含意は異なる）、一貫性を欠くところが散見されるという指摘があった。

審査の概要は以上の通りであるが、最終的に、本論文は、粗削りで不備な点も多く残すものの、困難な課題に意欲的に取り組んだ力作で、質量ともに博士号を授与するに相応しいものと認められた。

*大河内康憲1983: 〈描くための言葉〉, 『伊地智善継、辻本春彦両教授退官記念 中国語学・文学論集』(東方書店, 1983年) 所載, pp. 498-513。